細則3-1 NAS電池を設置する一般取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設 NAS電池を設置する一般取扱所

第1 総則

当所のNAS電池の監視、制御等は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「NAS電池の保安管理に係る基準」に基づき行うものとする。

第2 NAS電池の保安管理に係る基準

- 1 所長は、NAS電池の監視、制御等を行うために必要な実施基準を整備するとともに、 実施基準に基づき監視、制御等が適正に行われる体制を確保するものとする。
- 2 所長は、NAS電池で火災等が発生した場合の連絡体制(消防機関への通報を含む)及び対応体制を確保するものとする。

3	NAS電池の監視、	制御等は、	
_			で行うものとする。

4 その他